



宮城県コンクリート診断士会・会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称は、「宮城県コンクリート診断士会」という。

第2条 (事務局)

事務局を仙台コンクリート試験センター(株)内に置く。

(〒985-0845 宮城県多賀城市町前1丁目9番52号) (info@miyagi-cd.com)

第2章 目的及び活動

第3条 (目的)

本会は、社団法人日本コンクリート工学会のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき、診断士業務の進歩・改善、診断士の技術力向上、社会的地位の向上、診断士の品位の保持、コンクリート診断士制度発展等コンクリート構造物の維持管理に関し、貢献することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 会員間の技術交流、情報交換
 - 2) 日本コンクリート工学会における診断士制度実施の支援
 - 3) 日本コンクリート診断士会との連携及び運営に関する事項
 - 4) コンクリート診断士の社会的地位の向上及び診断士の処遇に関する事項
 - 5) コンクリート構造物の維持管理に関する最新技術情報の収集と会員への配信
 - 6) 会員の知識、能力向上のための活動
 - 7) コンクリート診断士受験者への支援
 - 8) コンクリート構造物の維持管理業務を通じて社会に貢献する
 - 9) 会員相互の親睦及び連絡
 - 10) 関係団体その他諸機関との連絡協調に関する事項
 - 11) その他、本会の目的達成のために必要と判断した活動
-



第3章 会員

第5条（会員）

- 1) 本会の個人会員は、原則として本会の会則第3条の目的に賛同し、かつ本会が開催する総会、講習会および活動に参加可能なコンクリート診断士で、役員会において承認された者とする。
- 2) 本会の法人会員は、「宮城県コンクリート診断士会(MCD)法人会員規約」に賛同し、役員会において承認された企業とする。

第6条（退会）

個人・法人会員は次の各号の一つに該当する場合に退会する。

- 1) 退会の届出をしたとき
 - 2) 死亡したとき
 - 3) コンクリート診断士の資格を喪失したとき
 - 4) 除名されたとき
- 2 会への届出は、書面にて行うものとする。(メールでも可)
また診断士の資格を喪失した場合も同様とする。
- 3 会員が引き続き2年にわたり会費を納入しないときは、役員会の決議によって、退会したものとみなす。
- 4 会員は、法または本規約に違反し、本会の秩序または信用を害し、その他診断士の品位を失うような行為をしたときは、役員会の決議によって除名することができる。
- 但し、その会員に対し役員会の議決の前に弁明する機会を与えることとする。

第4章 役員

第7条（役員）

本会は次の役員をおく。

- 1) 会長1名
- 2) 副会長1名
- 3) 幹事10名以内
- 4) 監事2名以内
- 5) 事務局長1名

第8条（役員の選任） 役員の選任は次の通りとする。

- 1) 会長は役員会で選任し、総会にて承認する。
- 2) その他の役員は会長が選任し、総会で報告する。
- 3) 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。



第9条（役員の仕事）

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 幹事は会長を補佐し、会務を処理する。
- 4) 監事は、本会の会計を監査する。
- 5) 事務局長は、事務業務（含む会計）を処理する。

第10条（顧問）

本会は、顧問を置くことができる。

- 1) 顧問は、学識経験者及び本会の会員の中から役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2) 顧問は、会長及び役員会に対し、必要な助言をすることができる。

第5章 会議

第11条（会議の種類）

本会に次の会議をおく。

- 1) 総会
- 2) 役員会
- 3) 部会（必要に応じて）

第12条（総会）

総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- 1) 事業報告及び収支決算
- 2) 事業計画及び収支予算
- 3) 会則の変更
- 4) 役員改選
- 5) その他、総会が必要と認める事項

第13条（臨時総会）

会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

第14条（総会の議決）

総会は、会員の1/3以上の出席を要し、総会出席者の過半数をもって議決とする。
但し、委任状による出席を認める。

第15条（役員会）

役員会は、会長、幹事、会計監事、事務局長をもって構成し、第4条の各項に関する事項を審議する。

但し、必要に応じて顧問の出席を認める。



第6章 会計

第16条 (年会費)

本会の年会費は3,000円とし、原則として銀行振り込みとする。

但し、会の運営上、役員会が必要と認めた場合は臨時会費を徴収することができる。

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は、本年4月1日から翌年3月末日とする。

第18条 (決算)

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を作成し、会計監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 事務局

第19条 (事務局)

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局をおく。

- 1) 事務局に必要な事項は、会長がこれを決する。
- 2) 事務局には、常に会則、役員名簿、会員名簿、事業報告書、収支決算書、財産目録、事業計画書、収支予算書等の書類を備えておかなければならない。

但し、これに代わる書類及び帳票を備えたときはこの限りでない。

第8章 その他

第20条 (会則)

この会則の執行について必要な事項は、役員会の決議により、別に定める。

- 1) この会則は、役員会に出席した役員の2/3以上の同意をもって発議し、総会において出席した会員の2/3以上の議決がなければ変更することができない。

第21条 (その他)

この会則は、平成26年3月13日から施行する。

この会則は、令和3年4月21日から施行する。